

一般社団法人 山口県臨床工学技士会組織運営規程

(総則)

第1条 山口県臨床工学技士会(以下本会と呼ぶ)の組織運営は定款によるほか、この規程に定めるところによる

(入会金及び会費)

第2条 定款第9条による入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1)正会員の入会金は2,000円とし、年会費は3,000円とする。
- (2)賛助会員の会費は年額20,000円とする。

(選任)

第3条 定款第26条による役員を選出を次のごとく定める。

2. 選挙権及び被選挙権を有するものは、(選挙告示現在)会費を完納している正会員に限る。

第4条 役員を選出するため、理事会の承認を得て、選挙管理委員を設ける。

2. 選挙管理委員は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選する。但し、選挙管理委員は役員候補者にはなれない。
3. 選挙管理委員は次の業務を行う。
 - (1)選挙の告示
 - (2)理事及び監事候補者届けの受理、資格審査、候補者の公示
 - (3)投票及び開票の管理と当選の確認
 - (4)総会に選挙結果の報告
4. 選挙管理委員の任期は任命された日から選挙結果の報告日までとする。

(選挙)

第5条 役員に立候補しようとするもの又は候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員に書面で届け出る。但し推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

2. 選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行い、理事及び監事についてそれぞれ単記制とする。
3. 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。
4. 役員選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。
5. 役員選挙で当選者が定員を越えないときは、当選者にて役員を推薦することができる。
6. 役員選挙は当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることできる。

(無投票)

第6条 各選挙を通じ、締め切り日を経過するも立候補者が定数を越えないとき、又は越えなくなったときは無投票で当選者を定めることができる。

(異議申し立て)

第7条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員に書面で申し立てることができる。

(出張)

第8条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

(出張旅費)

第9条 この規定は、出張旅費及び理事会等に出席するための交通費について定める。

2. 理事会や委員会など県内で開催される会議等に出席する場合は次の旅費を支給する

出張旅費 1,000円

3. 県外に出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃 特急旅客運賃

汽船賃 普通旅客運賃

車賃 燃料費+高速道路料金

飛行運賃 普通旅客運賃

日当 5,000円

宿泊料 10,000円

4. 出張の許可は会長が行う。

5. 日当(食事代を含む)は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。

6. 日帰りの出張は、交通費のみを支給する。

7. 本会以外から交通費あるいは経費が全額又は一部が支給されたときは、本会よりの支給はその差額分とする。

(セミナー等の講師料について)

第10条 この規定はセミナー等の講師料について定める。

2. 当会で主催するセミナー等の講師料は次のとおりとする。

医師 30,000円

コメディカル、その他 10,000円

3. 県外からの講師については、原則的に会長が交通費、宿泊費の支払いを決定するが、必要であれば理事会にて決定する。

(役員報酬)

第11条 この規定は、役員の報酬について定める。

2. 役員に任命された者は次の報酬を支給する。

会長 30,000円／年

副会長、事務局長 20,000円／年

その他の理事、監事 10,000円／年

(委員会)

第12条 当法人の組織運営のために次の委員会を置く。

(1)組織委員会

(2)学術委員会

(3)若手委員会

第13条 各委員会にはそれぞれ委員長、副委員長と委嘱委員を若干名配置する。

2 委員長、副委員長は理事の中から理事会の議を経て会長が任免する。

(組織委員会)

第14条 組織委員会は、次の事務を司る。

(1)入会促進に関すること

(2)地区活動及び組織強化に関すること

(3)その他、組織に関すること

(4)各種調査に関すること

(5)関連団体の動向調査に関すること

(6)中四国臨床工学技士会連絡協議会組織委員会との連携

(学術委員会)

第15条 学術委員会は、それぞれの分野について、次の事務を司る。

(1)学術の調査、企画及び推進に関すること

(2)各種講演会及び研修会に関すること

(3)学会開催及び運営に関すること

(4)学術出版物に関すること

(5)その他、学術に関すること

(6)中四国臨床工学技士会連絡協議会学術委員会との連携

(若手委員会)

第16条 若手委員会は、次の事務を司る。

- (1)若手会員の活性化に関する事
- (2)若手会員の組織力向上に関する事
- (3)その他、若手会員が主体となる活動に関する事
- (4)中四国臨床工学技士会連絡協議会若手委員会との連携

(細則の変更及び報告義務)

第17条 この規程の変更は、理事会において決定し、総会で報告しなければならない。

(付則)

- 1 この付則は、本会の設立の日(平成23年2月4日)から施行する。
- 2 この規程は、平成31年1月29日に開催された平成30年度第5回理事会にて決議され、平成31年2月1日から施行する。